

一般社団法人江東区協会ホームページ広告掲載取扱要綱

平成25年3月14日 理事長決裁

令和3年5月18日 理事会決議 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人江東区協会（以下「協会」という。）が管理運営するホームページ（以下「協会ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 協会ホームページに広告を掲載できる者は次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 事業内容、営業方法等が法令若しくは条例又は規則に違反し、また抵触するおそれのある者。
- (2) 悪質商法を行っている者。
- (3) ホームページ利用者に著しく不適合な商品・サービスを提供する者。
- (4) プライバシーの侵害、差別を肯定・助長する可能性が高い者。
- (5) 反社会的な者。
- (6) 経営難により広告実現能力が欠如し、またはその可能性が高い者。
- (6) 当協会と係争中、またはそのおそれのある者。
- (7) その他上記(1)～(6)の者と関連性の高い者。

2 協会ホームページに掲載できる広告及びリンク先のホームページは、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令若しくは条例又は規則に違反し、また抵触するおそれのあるもの。
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (3) 協会ホームページの公共性および品位を損なうおそれのあるもの。
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動、意見広告、風俗営業および個人の宣伝に関するもの。
- (5) 協会の承認なく、協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会ホームページに掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、4月から9月まで、10月から3月までの6か月単位を基本とし、1か月単位（月始めから月末までを1ヶ月とする）での広告掲載も行う。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、協会が決定する。

(広告の掲載申込)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、所定の様式により協会に申し込まなければならない。

2 協会は、申込者に対し会社案内等の申込者の概要がわかるもの、掲載しようとする広告案、その他協会が必要とする書類等を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第6条 協会は前条の規定による申込みがあったときは、その広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。

2 協会は、必要があると認めるときは、申込者に対し広告の修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、協会の指定する期日までに、別表に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告の作成および提出)

第8条 広告主は、協会の指示する仕様に従い広告主の負担で広告原稿を作成し、協会の指定した期日までに提出しなければならない。

(広告の内容変更)

第9条 広告の内容に関する変更は、原則として行わないものとする。ただし、URLの変更等、必要なものに関しては協会が認めた場合に限り変更できるものとする。

(広告の掲載取りやめ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取りやめようとする広告主は、取りやめる日の7日前までに所定の用紙により協会に申請しなければならない。

(広告の掲載取り消し)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第2条のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第7条の規定による掲載料金を支払わないとき。

- (3) 広告主が第8条の規定による広告原稿を提出しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載を取り消す必要があると協会が判断したとき。

(広告掲載料金の返還)

第12条 既納の広告掲載料金は、原則として返還しない。

(免責事項)

第13条 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

- (1) 協会ホームページの更新、修正等のための停止
 - (2) サーバーおよび通信回線等の点検、障害等による停止
- 2 前項の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害の賠償等を協会に請求することができない。
- 3 広告の掲載または広告不掲載に関して生じた一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、協会は賠償する責を負わない。

(その他の事項)

第14条 要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から施行し、平成25年2月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

広告の掲載料金

料金項目	料金（税込価格）		
	会員	サポート会員 (賛助会員)	非会員
(1) データ登録手数料 (初回及びデータ変更時のみ発生)	3,300 円		
(2) 6か月単位掲載料金	66,000 円	72,600 円	79,200 円
(3) 1か月単位掲載料金	13,200 円	14,520 円	15,840 円